

## 新型コロナウイルス感染症対策における臨時休業に関するQ & A

壱岐市教育委員会

令和2年3月9日現在

「新型コロナウイルス感染症対策における小・中学校の臨時休業」について、3月3日及び3月4日現在の情報をお知らせしていましたが、これまでの情報に新たな情報も加え、Q & A形式でまとめましたのでお知らせします。

### ■ Q 1 : 臨時休業について

---

国及び県の要請を受け、感染拡大防止の対策の一つとして、小学校、中学校を臨時休業しています。現段階の臨時休業期間は、3月4日(水)から3月15日(日)までです。16日(月)以降については、12日(木)午前10時までに決定し、お知らせします。

市立幼稚園については、保育が必要な子どもの受け皿になっていることや、国からの要請にも休業の対象とされていなかったことなどを踏まえ、臨時休業はしていません。

### ■ Q 2 : 臨時休業中の児童生徒等について

---

集団での感染拡大を防止するための臨時休業であり、自宅待機とします。また、家庭での生活については、基本的な生活リズムを整えることや咳エチケット、手洗い等の感染症対策への協力を保護者をお願いしています。臨時休業中の家庭学習等については、各学年の発達段階に応じて学校が示しています。

### ■ Q 3 : 小・中学校の臨時登校日について

---

教育上必要と認める範囲で、校長の責任により臨時登校日を設けることがあります。例えば、臨時休業中の生活指導や学習指導、高校入試に係る事前指導、卒業式に関する指導等です。その日の教育活動の内容、時間、場所等については、感染症の予防を十分考慮して実施するようにしています。

### ■ Q 4 : 自宅で留守番ができない児童生徒の対応について

---

自宅で一人で過ごすことができない小学校低学年及び特別支援学級等の児童生徒の保護者が仕事を休めない場合は、家庭の状況を把握した上で、実態に応じて学校で預かることもできるようにしています。なお、学校の職員は、通常勤務しています。

### ■ Q 5 : 卒業式について

---

最大の儀式ですので、実施の方向で検討中です。実施が決定した場合は、卒業式の内容や参加する学年、招待する来賓等、学校規模や状況に応じて校長が判断します。中学校は3月17日(火)、小学校は3月19日(木)に計画しています。

### ■ Q 6 : 部活動について

---

中学校は、休止しています。小学校の社会体育についても、自粛をお願いしています。

### ■ Q 7 : 社会教育施設の使用について

---

臨時休業中は、感染拡大防止の観点から、市立郷ノ浦図書館や石田図書館、大谷体育館等は、児童生徒の使用はできません。

### ■ Q 8 : 給食費について

---

臨時休業中の給食費については、払い戻しをします。その方法については、現在調整中です。